

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく  
「令和6・7・8年度性能評価センター機械施設保全業務」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「令和6・7・8年度性能評価センター機械施設保全業務」については、下記のとおり契約を締結しました。

1. 契約の相手方の住所、名称

東京都太田羽田空港1-6-5  
空港施設株式会社  
代表取締役社長執行役員 田村 滋朗

2. 契約金額

201,300,000円（税込）  
※業務実施期間（令和6年度から令和8年度）の総額

3. 実施期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第9条第2項第1号又は第14条第2項第1号）

4. 1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要

対象施設である国土交通省航空局交通管制部管制技術課性能評価センター（以下「性能評価センター」という。）は衛星を使った航空管制サービスの提供に必要となる装置の運用を行うとともに、航空機運航、航空管制の必須要素である通信、航法、監視の各分野において提供されている航空管制サービスの品質性能を監視・分析・評価し、安全性及び運航便益の向上に寄与する施設である。

施設名：性能評価センター

所在地：茨城県常陸太田市白羽町朝日向1715

建物延床面積：10,842㎡

建物：2棟、地上3階

(2) 業務の対象と業務内容

本保全業務は、性能評価センターにおいて管理する機械施設（機械設備及び電源設備）を常

時良好な状態に保つように点検等及び保守を行い、機能維持を図るものである。

本保全業務は、定期点検等及び保守、運転・監視及び日常点検・保守、常駐保守、執務室環境測定、草刈り、緊急保守からなる。

### ①本保全業務条件及び内容

#### 1) 定期点検及び保守

定期点検及び保守は、共通仕様書第2編及び下記に基づき、原則として官庁執務時間（08：30～17：00）内に実施する。

#### ア. 機械設備

##### A. 自動制御盤（1M点検）

自動制御盤の1M点検は、下表の項目による。

点検項目	点検及び保守内容
1 キャビネット	①盤等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検する。
	②雨水侵入、結露等の有無を点検する。
	③外箱の過熱、振動音等の有無を点検する。
2 導電部	①汚れ、異物や塵埃の堆積等の有無を点検する。
	②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。
3 機器、制御回路	①テストボタン（漏電遮断器等）による動作の確認を行う。
	②異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。
	③単位装置毎に手動又は試験運転を行い、運転電流を確認する。
	④換気扇の回転状態、異常音を点検する。回転扇の塵埃の付着、汚れ等を目視により点検する。
	⑤警報装置の作動の良否を点検する。

##### B. 送風機（1M点検）

送風機の1M点検は、下表の項目による。

点検項目	点検及び保守内容
1 外観の状況	①汚れの有無を点検する。
	②腐食及びボルトの緩みの有無を点検する。
2 電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。
	②運転電流が、定格値以下であることを確認する。
3 軸受	①発熱、異常音及び異常振動の有無を点検する。

##### C. 受水槽、中継タンク

受水槽、中継タンクの点検清掃は、専門性を有する協力業者を以って実施しても良い。

なお、協力業者を活用する場合には、予め監督職員の承諾を得ること。

#### D. 浄化槽

浄化槽の点検清掃は、専門性を有する協力業者を以って実施しても良い。

なお、協力業者を活用する場合には、予め監督職員の承諾を得ること。

また、浄化槽用殺菌・消毒剤（水処理用塩素剤 XB-90H 相当品）26kg/年は受注者にて用意するものとする。

#### E. 拡散蒸発散槽

下記の項目により、拡散蒸発散槽の点検清掃を実施する。

- ・各部品の外観、水位及び検視筒水位を点検する。
- ・各保護筒、ろ過筒及び分水溝の内部を清掃する。

拡散蒸発散槽の点検清掃は、専門性を有する協力業者を以って実施しても良い。

なお、協力業者を活用する場合には、予め監督職員の承諾を得ること。

#### F. 法定検査

公的検査機関により下記の法定検査を実施する。

なお、これに要する手数料は、受注者の負担とする。

- 給水施設（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に準拠）の水質検査。（第四条（飲料水に関する衛生上必要な措置等））

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく（16項目・11項目・消毒副生成物12項目）水質検査

ただし、消毒副生成物12項目検査は6月1日から9月30日までに実施すること。

- 空調機器用水のレジオネラ症防止作業  
レジオネラ属菌検査を年1回実施すること。
- 浄化槽の定期検査

浄化槽法第11条の規定による検査

なお、浄化槽の定期検査は茨城県指定検査機関にて行う。

#### イ. 電源設備

##### A. 発電設備

発電設備の保守は、特記仕様書による。

##### B. 燃料の地下貯蔵タンク

消防法第14条の3の2に基づき、発電設備の地下燃料タンク及び燃料埋設配管の漏洩点検を行うものとし、詳細は「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（消防危第33号 平成16年3月18日）による。

漏洩点検は、専門性を有する協力業者を以って実施しても良い。

なお、協力業者を活用する場合には、予め監督職員の承諾を得ること。

##### C. 無停電電源設備

無停電電源設備の保守は、特記仕様書による。

#### (3) 運転・監視及び日常点検・保守

運転・監視及び日常点検・保守は、共通仕様書第3編（表3.4.1 自家発電装置4. 試運転は除外する。）及び以下に基づき、実施する。

①機械設備

1) 業務実施時間帯

(日常点検・保守) 08:30~17:00

(運転・監視) 00:00~24:00

2) 蓄熱槽(1M点検)

蓄熱槽※の1M点検は、下表の項目による。

点検項目

点検項目	点検及び保守内容
1 内部・外観の状況	①水槽内部の水位を検尺棒にて確認及び監視装置にて水位を確認し比較する。
	②マンホール蓋の損傷及び異常の有無を点検する。

※蓄熱槽とは空気熱源ヒートポンプ方式にて冷水を作り貯蔵しておくための槽。

②電源設備

1) 業務実施時間帯

08:30~17:00

2) 運転監視項目

【発電設備】

機械施設監視制御装置から以下の項目及び共通仕様書により運転監視を行う。

①商用電源(常用系・予備系)受電の確認
②制御回路(制御モード)の確認
③電源切換接触器の位置確認
④保安及び警報装置の作動の有無確認

【無停電電源設備】

機械施設監視制御装置から以下の項目及び共通仕様書により運転監視を行う。

①交流入力電源の電圧、電流、力率の確認
②交流出力電源の電圧、電流、周波数、力率、電力の確認
③運用及び送電の各形態確認
④充電モード確認
⑤蓄電池の総電圧及び代表槽の電圧、液温度の確認
⑥保安及び警報装置の作動の有無確認

(4) 常駐保守

業務関係者は、以下に基づき機械施設監視制御装置等により各設備の状態監視を行う。

①機械設備

業務担当者は、以下に基づき監視装置等により各設備の状態監視を行う。

1) 業務実施時間帯

00:00～24:00

ただし、前項（５）運転監視及び日常点検・保守の①に示す時間帯については、同業務に本業務を兼ねることができる。

## 2) 業務実施体制

ア. 業務担当者は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務積算要領 令和５年版」（以下「積算要領」という。）の表２．１技術者区分に規定する「保全技術員補」以上の資格を有する者とする。ただし、業務担当者の配置計画は、予め監督職員の承諾を得ること。

イ. 業務実施人数は１名以上とし、電源設備の業務担当者と重複しないこととする。

## 3) 休憩時間

休憩時間は、機械設備及び電源設備で重複させないこととし、予め監督職員の承諾を得ること。ただし、日中帯及び夜間帯にそれぞれ連続１時間設けることとする。

## 4) 監視対象設備

監視対象設備は運転監視及び日常点検・保守の対象の機械設備とする。

## ②電源設備

業務担当者は、以下に基づき機械施設監視制御装置等により各設備の状態監視を行う。

### 1) 業務実施時間帯

（平 日）

16:30～09:00 夜間早朝常駐

（土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日））

00:00～24:00 終日常駐

ただし、前項（５）運転監視及び日常点検・保守の②に示す時間帯については、同業務に本業務を兼ねることができる。

## 2) 業務実施体制

ア. 業務担当者は、積算要領の表２．１技術者区分に規定する「保全技術員」以上の者とする。ただし、業務担当者の配置計画は、予め監督職員の承諾を得ること。

イ. 業務実施人数は、１）の時間中２）の者を１名以上配置し、機械設備の業務担当者と重複しないこととする。

## 3) 休憩時間

休憩時間は、機械設備及び電源設備で重複させないこととし、予め監督職員の承諾を得ること。ただし、日中帯及び夜間帯にそれぞれ連続１時間設けることとする。

## 4) 監視対象設備

監視対象設備は運転監視及び日常点検・保守の対象の電源設備とする。

## (5) 執務環境測定

共通仕様書第５編第２章に基づき、空気環境測定を実施する。

## (6) 草刈り

設備機能維持のため、「特記仕様書」に示す範囲の草刈りを行う。

草刈りの長さの目安は５ｃｍ以下とする。

必要な機材等は受注者にて準備することとし、作業前に監督職員の承諾を得ること。

作業の実施時期は特記仕様書に示す。

なお、薬剤の散布は厳禁とする。

#### (7) 緊急保守

受注者は、台風、暴風雨、地震等の発生直後並びに機械施設の不具合が発生した場合は、緊急保守を実施する。また、監督職員又は国土交通省東京航空局東京空港事務所より緊急保守の要請を受けた場合は、緊急連絡体制表に従い迅速に対応し早期復旧に協力する。

なお、この場合に要する費用については、監督職員と別途協議する。

#### 4. 2 サービスの質の設定

本保全業務の実施に当たり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

##### 4. 2. 1 本保全業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標	備考
性能評価センターの職員及び関係者に対して良好な環境を提供する。	信頼性の確保	機器の不具合における障害の緊急時の対応を全て行うこと。	障害時の緊急時の対応未 実施件数0件を目標とする。
	安全性の確保	本保全業務の安全管理体制不備に起因する性能評価センター内での作業員等の人身事故がないこと。	作業員等の人身事故の発生件数0件を目標とする。
	品質の維持	本保全業務の不備に起因する性能評価センターの機械施設の不具合発生がないこと。	性能評価センターの機械施設の不具合発生件数0件を目標とする。

##### 4. 2. 2 本保全業務の各作業種別において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。

###### (1) 定期点検等及び保守

指定された点検内容を実施し、機器の性能を常時適切な状態に保つこと。

###### (2) 運転・監視及び日常点検・保守

- ① 指定された業務を実施して、機械施設の異常又は異常の予兆を把握すること。
- ② 障害発生時に状況を把握して、連絡体制表に基づき迅速かつ適切に関係各者へ連絡すること。

###### (3) 緊急時の対応

復旧に必要な人員、材料及び機材等を準備し、指定された作業内容を行うこと。

5. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第9条第2項第11号又は第14条第2項第9号）

#### 5. 1 報告等について

##### 5. 1. 1 業務計画書の作成と提出

業務責任者は、本保全業務の実施に先立ち本保全業務の詳細について監督職員と打ち合わせを行い、その結果に基づいた実施要領、実施体制、年間実施計画表、緊急連絡体制表、保全業務報告書等の様式、共通仕様書に記載する作業計画書、その他監督職員の指示する書類を3部（内1部返却用）提出し、監督職員の承諾を受ける。

##### 5. 1. 2 業務報告書の作成と提出

受注者は、本保全業務の履行結果を正確に記載した業務報告書（定期・緊急・安全情報）、業務日誌（運転・監視、日常点検・保守）、業務担当者配置計画・実績表、月間保全業務計画・実行表を作成し提出する。

- （1） 受注者は、業務日誌を毎日、業務終了後に作成し翌日までに提出すること。ただし、翌日が休日となる場合は休日明けの提出とする。
- （2） 受注者は、業務報告書を該当する保全作業終了後、月末までに作成し提出すること。
- （3） 受注者は、業務担当者配置計画表、月間保全業務計画表を月末までに作成し提出すること。
- （4） 受注者は、業務担当者配置実績表、月間保全業務実行表を翌月早々に作成し提出すること。

##### 5. 1. 3 当局の検査・監督体制

受注者からの報告を受けるに当たり、検査・監督体制は性能評価センターの検査職員及び監督職員を任命する。

#### 5. 2 当局による立入検査への協力

当局は、受注者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、受注者に対し、本保全業務に関し必要な報告を求め、又は受注者の事務所（業務実施場所を含む）に立ち入り、業務の実施の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査を実施する当局の職員は、検査等を行う際には当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

#### 5. 3 指示について

当局は、受注者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

#### 5. 4 秘密の保持

受注者は、本保全業務に関して当局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受注者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその社員その他の本保全業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法54条により罰則の適用がある。

#### 5. 5 契約に基づき受注者が講ずべき措置

##### 5. 5. 1 業務の開始及び中止

- (1) 受注者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本保全業務を開始しなければならない。
- (2) 受注者は、やむを得ない事由により本保全業務を中止しようとするときは、あらかじめ当局の承諾を受けなければならない。

##### 5. 5. 2 金品等の授受の禁止

受注者は、本保全業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

##### 5. 5. 3 宣伝行為の禁止

- (1) 受注者及び本保全業務に従事する者は、本保全業務の実施に当たり、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。
- (2) 受注者及び本保全業務を実施する者は、本保全業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

##### 5. 5. 4 法令の遵守

受注者は、本保全業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。なお、これらに必要な届出は別に定めている場合を除き、監督職員と協議のうえ受注者にて処理を行う。また、本保全業務における点検は、必要に応じ「建築基準法」及び「官公庁施設の建設等に関する法律」による点検とする。

##### 5. 5. 5 安全衛生

受注者は、本保全業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

##### 5. 5. 6 記録・帳簿書類等

受注者は、実施年度ごとに本保全業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本保全業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。



#### 5. 5. 7 権利の譲渡

受注者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

#### 5. 5. 8 権利義務の帰属等

- (1) 本保全業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受注者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- (2) 受注者は、本保全業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ当局の承諾を受けなければならない。

#### 5. 5. 9 再委託の取扱い

- (1) 受注者は、本保全業務の実施に当たりその全部を一括して再委託してはならない。
- (2) 受注者は、本保全業務の実施に当たりその一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。
- (3) 受注者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで当局の承諾を受けなければならない。
- (4) 受注者は、上記（2）及び（3）により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (5) 再委託先は、上記の秘密の保持等、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、当局との契約によらない自らの業務の禁止については、受注者と同様の義務を負うものとする。
- (6) 受注者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て受注者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

#### 5. 5. 10 契約内容の変更

当局及び受注者は、本保全業務の質の向上の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承認を受けることとする。

#### 5. 5. 11 契約の解除

当局は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- (2) 法第10条各号（ただし、第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満さなくなったとき。
- (3) 本契約に従って本保全業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (4) 上記（3）に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、

- 若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
  - (7) 受注者又はその他の本保全業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本保全業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
  - (8) 暴力団員を業務の統括にする者又は従業員としていることが明らかになったとき。
  - (9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### 5. 5. 1 2 契約解除時の取扱い

- (1) 上記5. 5. 1 1に該当し、契約を解除した場合には、当局は受注者に対し、当該解除の日まで本保全業務を契約に基づき実施した期間に係る請負費を支給する。
- (2) この場合、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として当局の指定する期間内に納付するとともに、当局との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。
- (3) 当局は受注者が前項の規定による金額を当局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (4) 当局は契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### 5. 5. 1 3 不可抗力免責

受注者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により本業務の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

#### 5. 5. 1 4 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受注者と当局が協議をするものとする。

#### 5. 5. 1 5 業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本保全業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

#### 5. 5. 1 6 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、当局の承諾を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び国の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産、又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

#### 5. 5. 1 7 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

- (1) 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は当局の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として当局の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条2項の規定により取り消された場合を含む。）
  - ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく 排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - ③ 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象になった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - ④ 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは同項第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (2) 受注者は上記(1)の規定による金額を当局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

6. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により当局の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第9条第2項第12号又は第14条第2項第10号）

本契約を履行するに当たり、受注者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- ① 当局が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当局は当該受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当局の責めに帰すべき理由が存する場合は、当局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- ② 当該受注者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受注者は当局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- ③ 当該受注者が本契約に違反したことによって、又は当該民間事業者（その者が法人である場合

にあつては、その役員)若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって当局に損害を与えたときは、当該受注者は、当局に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

7. 民間競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む民間競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要

業務責任者及び業務担当者を構成し、保全業務のマニュアルを作成し、保全業務を実施する。

性能評価センターの重要性を認識し、「特記仕様書」及び関係法令を遵守し、保全業務を確実に行うとともに、機械施設の適正な維持管理及び運転等を行う。